

第四次君津市子ども読書活動推進計画

～「君津のすべての子どもたちが

楽しく充実した読書ができる環境づくり」に向けて～

令和5年3月

君津市教育委員会

目 次

はじめに	1
第1章 第四次君津市子ども読書活動推進計画について	
1 計画策定の趣旨	2
2 計画期間	2
3 計画の位置づけ	3
第2章 第三次計画期間における推進状況	
1 第三次計画における目標指標の推進状況	4
2 第三次計画期間における成果と課題	5
（1）乳児期の取組の現状と課題	7
（2）幼児期の取組の現状と課題	9
（3）児童期の取組の現状と課題	11
（4）その他の取組の現状と課題	13
第3章 第四次計画の基本的な方針	
1 基本方針	14
2 計画の推進体制	14
3 目標となる指標	15
第4章 第四次計画の具体的な取組	
1 発達段階に応じた取組	
（1）乳児期の取組	16
・重点目標	
・柱となる取組	
（2）幼児期の取組	18
・重点目標	
・柱となる取組	
（3）児童期の取組	20
・重点目標	
・柱となる取組	
2 その他の取組	22
関係資料	24

は じ め に

「読書」は、他者とつながるための言葉や表現力、想像力を高め、人生をより深く、豊かにしてくれる大切な営みであり、未来に羽ばたく子どもたちが読書に深く親しむことは、これからの社会を豊かにする礎になります。

本市では、平成19年に「第一次君津市子ども読書活動推進計画」を策定し、以降、本市のすべての子どもたちが読書に親しめる環境の整備に取り組んでまいりました。

その成果と課題を踏まえ、このたび第四次計画を策定いたしました。

「君津市総合計画」の「ひとが輝き 幸せつなぐ きみつ」という将来ビジョンのもと、「君津市教育大綱」の理念である「輝くひと」を育てることを念頭に「君津のすべてのこどもたちが楽しく充実した読書ができる環境づくり」のさらなる発展を目指してまいります。

いま社会は、少子高齢化、新型コロナウイルス感染症、激甚化する自然災害など様々な課題が発生し、予測困難な時代の中にあります。

こうした様々な課題を乗り越えていくためには、自分自身と他者をともに尊重し、多様な人と協力し合っていくことが大切です。そのための資質・能力を育んでいくためにも「読書」はますます重要となっています。

一方、社会の変化、特にICTの急激な進展が、子どもたちの生活にも大きく影響する中、「読書」そのものの考え方や、デジタル社会における子どもの読書環境なども今後のテーマとして浮かぶことが考えられます。

本計画を進めるにあたっては、これらの点についての考察も深めながら、読書活動のさらなる推進をはかってまいります。

第四次計画策定にあたり、貴重なご意見をいただきました子どもの読書活動推進委員の皆様をはじめ、関係諸機関・団体の皆様のご協力に感謝申し上げます。

令和5年3月

君津市教育委員会

第1章 第四次君津市子ども読書活動推進計画について

1 計画策定の趣旨

子どもの読書活動を推進するため、平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が施行されました。また、平成17年7月には、読書活動に関わりの深い「文字・活字文化振興法」が施行されました。

このような中、文部科学省は平成14年8月に「子どもの読書活動の推進に関する基本計画」第一次計画を策定。平成30年には第四次計画を策定しました。

千葉県では、国の基本計画に基づき、子どもの読書活動を総合的に推進する指針として、平成15年に「千葉県子どもの読書活動推進計画」第一次計画を策定。令和2年に「千葉県子どもの読書活動推進計画」第四次計画が策定され、読書県「ちば」を目指した取組が進められています。

こうした国や千葉県の流れを背景に、本市では平成18年に子どもの読書に関わりの深い市民と教育機関・行政職員など計17名からなる「君津市子ども読書活動推進計画検討委員会」を設置しました。また、平成19年10月に「君津市子ども読書活動推進計画」を策定。平成24年度には「第二次君津市子ども読書活動推進計画」、平成30年には「第三次君津市子ども読書活動推進計画」を策定し、子どもの読書活動を支援するさまざまな取組を進めてきました。

また、その間、平成20年に「君津市子どもの読書活動推進委員会」を設置し、以降、計画に基づく事業の評価・検討を都度行っているところです。

令和4年度は第三次計画の最終年度となるため、計画期間中の成果や課題と現在の子どもを取り巻く読書環境の変化を踏まえ、本市の子どもたちがより充実した読書活動ができるよう、本計画を策定するものです。

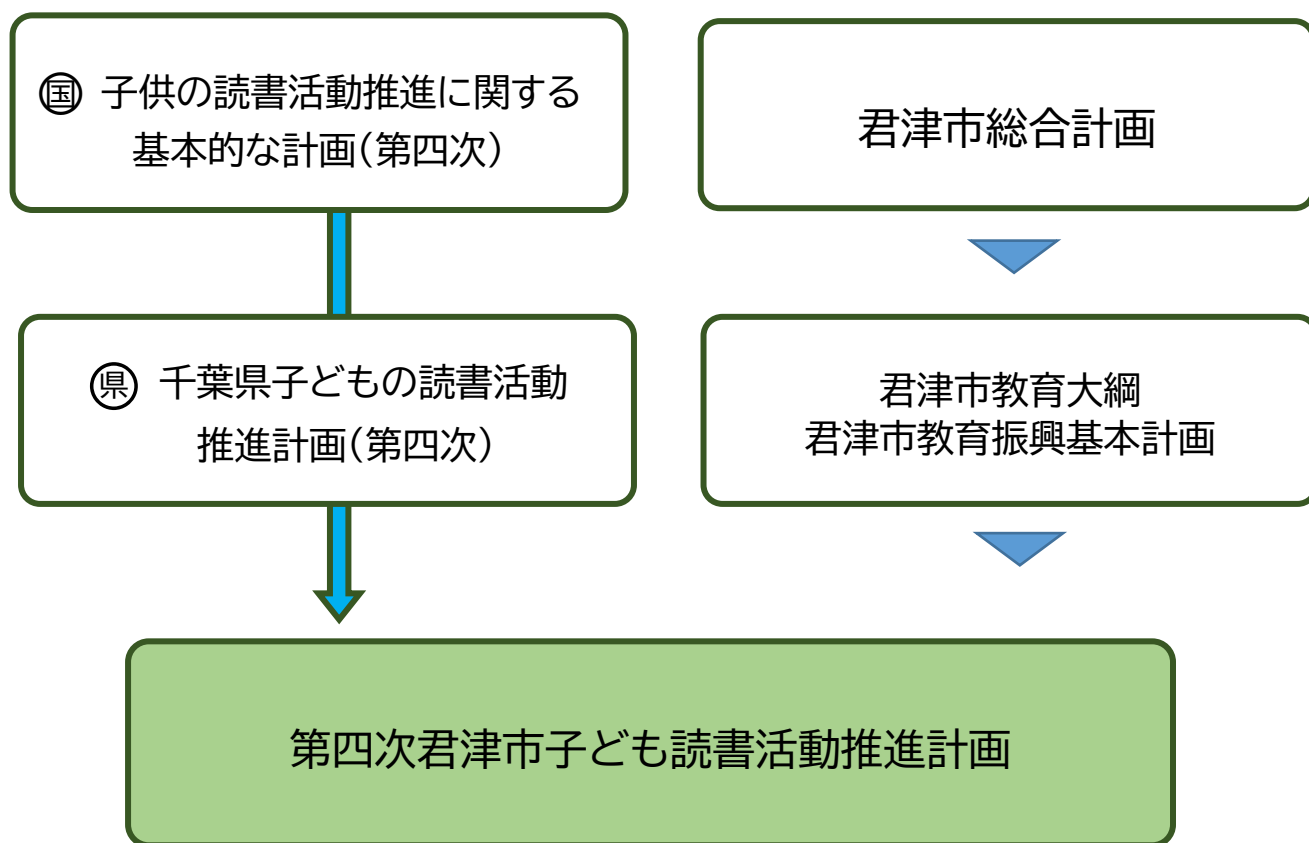
2 計画期間

本計画は令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

3 計画の位置づけ

本計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づく「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画（第四次）」及び「千葉県子どもの読書活動推進計画（第四次）」を基本とし、本市の子どもの読書活動を推進するための計画です。

「君津市総合計画」、「君津市教育大綱」、「君津市教育振興基本計画」など本市の各計画との整合を図りながら、子どもの読書活動を推進していきます。



《関連法令》

子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年12月）、文字・活字文化振興法（平成17年7月）、学校図書館法（平成26年6月改正）、視聴覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（令和元年6月） 等

第2章 第三次計画期間における推進状況

1 第三次計画における目標指標の推進状況

	目標	評価指標	第三次計画 目標値		現状値 令和4年度 (令和5年1月末時点)	
読書に親しむ 機会の充実	子ども(保護者)の日常的な読書活動の現状 (読書離れ)への改善	読書の好きな子どもの割合 ^{注1}	小6	85.0%	小5	80.0%
			中3	78.0%	中2	71.5%
		ブックスタート事後アンケートにおける不読率 ^{注2} の割合	10%		16.7%	
	乳児期の家庭における読書活動の推進	ブックスタートにおける本の配布率	99% (平成29年度水準を維持)		100%	
	乳児とその家庭における図書館利用の促進	6歳以下の図書館利用券有効登録率 ^{注3}	30%		22.3%	
読書支援体制の整備	子どもの読書に関するボランティア活動の推進	図書館関連ボランティア ^{注4} の活動実人数	27人 (平成29年度水準を維持)		18人	
		ボランティアの研修・養成講座の回数	12回 (平成29年度水準を維持)		2回	
		図書ボランティアを活用している学校数	70%以上で活用		68% 13/19校	
	児童期における読書活動の支援	学校団体貸出セットの利用回数	100回 (28校)		55回 (19校)	
		図書館のリユース本を学校図書館に活用した学校数	70%以上で活用		令和4年度実施なし (令和3年度5/20校)	
啓発の推進	クローバー文庫(おすすめ絵本リスト掲載絵本)の啓発	おすすめ絵本リストの配布数	3000部		1785部	
		クローバー文庫の貸出冊数 (上位10タイトル)	0~2歳	2000冊	0~2歳	485冊
			3~6歳	2000冊	3~6歳	446冊
	読書月間の周知	君津子ども読書月間の取組を行った機関数 ^{注5}	全機関で実施		アンケート実施なし /53機関	

注1 出典：君津市総合学力調査

注2 1か月に1度も絵本を読んでいない人の割合

注3 図書館利用券を、1年以内に1回以上利用をした人の割合

注4 ブックスタートボランティア、図書館おはなしボランティア

注5 中央図書館、市立小中学校、市立保育園、認定こども園、私立幼稚園、私立保育園、公民館等

第三次計画期間における成果と課題

第一次計画から第三次計画まで、子どもの発達段階に応じたきめ細かな施策を実施するために「乳児期」（0～2歳）、「幼児期」（3歳～就学前の子ども）、「児童期」（小・中学生）の3期に分類し、それぞれの期で重点目標および柱となる取組をかかげ、切れ目のない働きかけを目指してきました。

これまでの取組の概要は以下の通りです。

乳児期（妊娠期～誕生～2歳）

- ・子どもが初めて本に出会うための事業
- ・子育て家庭への継続的な支援 等



幼児期（3歳～就学前）

- ・地域全体での経験や知識を共有
- ・幼児期の読書について見識を深める研修会 等



児童期（小・中学生）

- ・学校や家庭での読書活動の推進
- ・学校図書館の整備・充実
- ・読書活動の充実とサポート体制づくり

また、発達段階で分類しない、全般的な取組については以下のとおりです。

全般的な取組

- ・君津子ども読書月間の推進
- ・配慮を要する子どもや家庭への支援等
- ・読書関連団体・関係機関との連携協力
- ・読書環境の整備

平成30年度から第三次計画の取組を進め、これまで築いてきた子どもと本をつなぐための基盤を継承し、関連する課の連携、地域ボランティアや読書活動団体等との協力により、広く市としての読書活動の推進を図ってきました。

一方で、この間の子どもの読書環境を取り巻く情勢は、急速に変化してきました。国の第四次「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」の閣議決定（平成30年4月）、学習指導要領等の改訂^{注1}、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（読書バリアフリー法）の施行（令和元年6月）のほか、情報通信手段の普及・多様化による読書活動への影響も懸念されています。

またコロナ禍の影響により第三次計画の取組の一部を変更・中止せざるを得ない状況もありました。

これまでの様々な取組の成果と課題を整理すると共に、こうした情勢を踏まえた柔軟な取組を検討していく必要があります。

また子どもの読書環境のさらなる発展を目指すにあたっては、子どもだけではなく周囲の大人へのアプローチも継続的に行っていく必要があります。

^{注1} 平成29年に「幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、小学校及び中学校学習指導要領」、「保育所保育指針」、平成30年に「高等学校学習指導要領」が公示されました。

発達段階に応じた現状と課題

(1) 乳児期の取組の現状と課題

重点目標

はじめて本と出会うきっかけづくりを乳児期に行うとともに、幼児期の読書活動への橋渡しができるよう、ブックスタート事業の実施や情報提供を中心とした家庭へ向けた継続的な支援を行います。

【現状と課題】

乳児期において、絵本の読み聞かせをしてもらうという経験は、子どもの情緒や想像力を育み、読み手である大人との良質なコミュニケーションの機会ともなります。また児童期以降も読書に親しむためのきっかけづくりにもつながるため、大きな役割を担っていると言えます。

第三次計画ではブックスタート事業を中心に、子どもが本と出会うための事業の展開をしてきました。取組の成果は下記のとおりです。

- これから親となる人への支援として「マタニティクラス」での読み聞かせや絵本紹介活動の定着。
- おすすめ絵本リストの配布（令和3年度配布数2,432部）
- 1歳半健診におけるブックスタート事業の絵本配布率の高水準維持（令和3年度100%）
- 4か月児を対象とした母子保健事業「すくすく赤ちゃん教室」における、わらべうたやブックスタート事業PRの実施
- クローバー文庫の活用推進。
- 6歳以下の図書館利用券有効登録率の向上。
（平成29年度25.6%⇒令和3年度32.35%）

君津市では1歳半健診時にブックスタート事業を行っており、1歳半未満の子どもと絵本が出会うための機会づくりが課題となっていました。第三次計画期間では、第二次計画から引き続き、「マタニティクラス」での読み聞かせを行い、令和3年度からは新たに4か月児対象の「すくすく赤ちゃん教室」でのわらべうた、ブックスタート事業PRを実施し、絵本と出会う機会の拡充を図ることができました。

このような中で、今後さらに活動を推進していくための課題として次の2点が挙げられます。

① ブックスタート事業について

ウィズコロナ、ポストコロナの状況に応じた柔軟な運営方法の取捨選択が必要です。現在、感染対策として絵本の配布のみを行っていますが、新型コロナウイルスの状況に合わせて、絵本の選択ができるような運営方法や図書館利用カードの発行、読み聞かせの再開を検討していく必要があります。

併せてブックスタートボランティアの活動実人数は減少しており、新たな担い手の養成、研修機会の確保が課題となっています。

② 家庭への地道な働きかけの継続について

子どもと本との出会いだけでなく、家庭における読み聞かせの機会が定着していくよう、さまざまな機会を利用し、絵本リストの配布等情報の提供・発信や読み聞かせの講習会などの地道な支援を継続的に行っていくことが必要です。



（２）幼児期の取組の現状と課題

重点目標

より多くの子どもたちが豊かな読書体験ができるよう、質の高い絵本に触れて存分に楽しむための取組の継続と発展につとめます。また子どもと絵本をつなぐ保護者や保育者など、身近な大人への啓発と支援を行っていきます。

【現状と課題】

幼児期は、子どもが生涯にわたって本や読書と良い関係を築いていくための基礎をつくる大切な時期です。絵本を読んでもらって楽しんだ体験は、まわりの大人への信頼感と本への信頼感、そして他者を思いやる心を育みます。幼児期は、子どもと本をつなぐため身近な大人の働きかけが大切な時期です。第三次計画では、第一次・第二次計画から取り組んできたおはなし会等の事業の継続実施や、おすすめ絵本リストの作成などに取り組んできました。

取組の成果としては以下６点が挙げられます。

- 中央図書館による、保育園への出張おはなし会の継続実施と定着
- 移動図書館「ひまわり号」の巡回ステーションの増設、未巡回の園等への団体貸出の実施
- 乳幼児向けおすすめ絵本リスト（３～６歳向け）の作成、市内全園児への配布（令和３年度）
- 中央図書館における見える福袋^{注１}の貸出
- 子育てアプリ「つみき」を活用した図書館情報の配信（令和４年度～）
- 絵本読み聞かせ講座の実施（令和元年度・令和３年度）

令和元年度からは、新型コロナウイルス感染症の対策等による市の施設の臨時休館や集会行事の中止など、子どもが図書館等で本やおはなしに触れる機会を持つことが難しい状況が続きました。その中で、おうちで読む「家読」の

注１ 図書館が発行する各種おすすめの本のリストに掲載されている本を２冊ずつ組み合わせたものを透明のビニール袋に入れて設置。利用者の滞在時間の短縮、消毒後に他者が本に触れない状態で貸し出しをすることができる。

推進や保育園でのおはなし会の継続、見える福袋の貸出など、対策を講じながら実施できる児童サービスを行いました。また、新たなおすすめ絵本リストの作成・市内全園児への配布や、子育てアプリ「つみき」を活用したおすすめの絵本や図書館情報の定期配信といった、子どもに身近な大人の方への情報発信を行いました。

一方で、次のような課題が挙げられます。

① 乳児期から幼児期への切れ目ない支援について

子どもの読書習慣の基盤を築くには、乳児期からの継続的な支援が欠かせません。ブックスタート事業の事後調査として行っている3歳児とその家族を対象としたアンケートでは、絵本の読み聞かせを全くしていない家庭の割合（不読率）は、第三次計画策定時の15.1%から12.3%（令和3年度末時点）と微減しました。第三次計画までに行ってきた、お話ををはじめとする取組を引き続き行い、読書に触れる機会を支援する体制づくりが必要です。

② 子どもの豊かな読書体験を支援するための連携協力した取組

図書館や保育園、子育て支援施設では、おはなし会や読書に関する行事・イベント等、子どもと本をつなぐ取組を行っています。個々に行うだけでなく、相互に連携協力して子どもと本をつなぐ取組を行い、子どもがより多くの本と出会い絵本に親しむ機会の充実を図ることが必要です。

③ 子どもにとって身近な大人への啓発活動について

幼少期において読書習慣が定着するためには、子どもが最も長い時間を過ごす家庭での取組が欠かせません。保護者や子どもに関わる周囲の大人が、読書への理解や関心を深めていくことが必要です。そのために、読書の大切さについて、また読書に関する情報を伝えるための取組が課題となります。

(3) 児童期の取組の現状と課題

重点目標

学校や家庭で、自ら本を用いて学習したり、読書活動に親しめたりする子どもを育てます。また、読書の楽しさを味わえる心豊かな子どもを育てるために、様々な本と出会える環境を作ります。

【現状と課題】

児童期は、子どもが生涯にわたる読書習慣を身に付ける大切な時期であり、小・中学校は子どもの読書活動を推進する最も重要な場所です。子どもは様々な本を読むことにより、情操を豊かにするだけでなく、社会での出来事について興味関心を高めていきます。また、学習内容を深め、言葉や文字を学び、表現力や創造力を高めていきます。

君津市では、平成19年度から学校図書館司書補助員を全校に配置し、学校図書館の「読書センター機能^{注1}」「心のオアシス機能^{注2}」「学習情報センター機能^{注3}」の向上をめざしてきました。

資料1、2からコロナ禍を境に読書が好きな子どもの割合、年間平均貸し出し冊数ともに減少傾向であります。その原因は、様々で複合的であると考えられます。コロナ禍が影響する生活様式の変化や急激なデジタル技術の進歩などが挙げられると思います。また、コロナ禍の制限された教育活動の中で子どもたちにとって効果的な読書活動の啓発を思うように進めることができなかったことも事実です。

しかし、学校図書館司書補助員やボランティアの地道な活動により、学校図書館の環境整備は進んでおり、読み聞かせの機会も定着しています。また、学校図書館での貸し出し冊数は、コロナ禍前に比べると減少傾向ですが、学校団体貸し出しセットの利用については、令和3年度は、前年度に比べ増加しています。

コロナ禍において、各学校とも子どもたちが落ち着ける場所として「心のオアシス機能」として学校図書館は、重要な役割を果たしています。

このような中で、課題として次の3点が挙げられます。

① 本と関わる機会の充実について

学校では、朝読書の設定や読書月間の設定などで読書活動を行う機会を設

注1 様々な本に出会う場・読書を楽しむ場

注2 やすらぎの場・自分と向き合える落ち着いた空間

注3 課題解決に向けて主体的に取り組む学習の場

けていますが、生活様式の変化や ICT 機器の普及・進歩などにより、平日に家庭で読書をしていない子どもがいます。そこで、学校で取り組む読書活動を家庭につなげていくことが必要です。

② 蔵書の活用・整備について

日常的に本を手にする機会が増えているとはいえません。そこで、各教科の年間指導計画に基づき、授業や調べ学習で学校図書館の本や中央図書館の本を計画的に活用していくことが必要です。また、蔵書を活用していくためには、常に蔵書の刷新を行っていくことが必要です。

③ 学校図書館担当者や学校図書館司書補助員、中央図書館との連携について

学校は、読み聞かせやブックトーク等による読書活動の支援を必要としています。そこで、学校図書館担当者や学校図書館司書補助員に必要な研修を行うことが重要です。また、読書活動や学習に活用できる本についての情報を共有することが必要です。

資料 1 「読書は好きですか」で「好き」と回答している割合

小学校				中学校			
H30	R1	R2	R3	H30	R1	R2	R3
82.9%	84.9%		72.8%	78.5%	81.8%		70.6%

※小学校 5 年生、中学校 2 年生が調査対象。

資料 2 学校図書館からの一人あたり年間平均貸し出し冊数（冊／年）

小学校				
H29	H30	R1	R2	R3
54.8 冊	55.9 冊	57.9 冊	41.2 冊	47.9 冊
中学校				
H29	H30	R1	R2	R3
7.8 冊	6.4 冊	5.9 冊	5.6 冊	6.6 冊

資料 3 君津市読書月間と全国学校図書館協議会調査の比較（冊／月）

		H 2 8	H 2 9	H30	R1
小学校	全国平均	1 1. 4 冊	1 1. 1 冊	9. 8 冊	1 1. 3 冊
	君津市	1 6. 6 冊	1 6. 3 冊	1 4. 8 冊	1 7. 5 冊
中学校	全国平均	4. 2 冊	4. 5 冊	4. 3 冊	4. 7 冊
	君津市	3. 9 冊	4. 3 冊	4. 2 冊	2. 7 冊

※全国調査は 5 月、本市は学校の読書月間で調査（図書館の貸し出しと個人で読んだ本）

※R2 年度、R3 年度は調査が行われませんでした。

（４）その他の取組の現状と課題

【現状と課題】

第三次計画期間中には、中央図書館、図書分室、移動図書館「ひまわり号」の整備・活用に努め、地域の読書環境の充実を図りました。

また、読書活動推進イベント「一日だけの森の童話館」を実施し、市内で活動する読書関連団体や社会教育機関、地域ボランティアとの連携協力を図り、子どもたちが読書に親しむ機会の提供を図ってきました。

配慮を要する子どもや家庭向けには、点訳絵本など障がいや多様な言語に配慮した蔵書の整備、情報発信に努めました。

さらに、君津子ども読書月間の推進により、各機関での読書活動啓発の取組を進めてきました。

このような中で、課題として次の４点が挙げられます。

① 地域に向けた読書推進事業の検討

関連機関・地域の読書団体の活動の情報を整理、共有すると共に、各機関や地域の読書団体との連携協力による持続可能な読書推進事業の検討が必要です。

② 配慮が必要な子どもおよび家庭への支援について

令和元年度６月に「視覚障害者等の読書環境の推進に関する法律」（読書バリアフリー法）が施行されました。誰もが読書を楽しむことができる社会を目指し、君津市においても、障がいのある子どもや日本語を母国語としない子どもおよび家庭への支援について継続的に取り組む必要があります。

③ 君津子ども読書月間の浸透と家庭読書「家読（うちどく）」の推進

引き続き、図書館や学校を始めとした関連機関で読書月間の取組を継続し、家庭への読書月間の周知を通じ、読書をとoshした「家族の絆づくり」を目指す「家読（うちどく）」を推進していく必要があります。

④ 図書館を利用しない家庭へのアプローチ

普段、図書館を利用しない家庭に読書を楽しむための情報等をいかに届けるか、情報発信の方法等を工夫していく必要があります。

第3章 第四次計画の基本的な方針

1 基本的な方針

君津のすべての子どもたちが楽しく充実した読書ができる環境づくり

本市に住む全ての子どもたちに、十分に読書が楽しめる環境を整備していくことは普遍的に目指していくべきこととして、第三次計画に引き続き「君津のすべての子どもたちが楽しく充実した読書ができる環境づくり」を目指していきます。

また第三次計画の成果と課題を踏まえ、下記のとおり四次計画における3つの柱として方針を定め、子どもの読書活動推進のための取組を実施していきます。

【第四次計画における3つの柱】

(1) 子どもたちと子どもたち周辺の大人への支援

子どもたちが読書の楽しさを知ることができる環境を目指すためには、周辺の大人たちの読書への理解や関心を高めることが重要です。読書に関する施設整備や事業内容を充実させ、子どもも大人も読書に親しめるよう支援します。

(2) 発達段階に応じた取組

第三次計画に引き続き、本計画においても子どもの発達段階に応じて本とつながるきっかけとなる取組を実施し、子どもの読書への関心が高まるよう切れ目ない支援を行います。

(3) 社会情勢に応じた柔軟な取組

デジタル化による情報取得手段の多様化や読書バリアフリー推進の対応など、社会情勢に応じた柔軟な取組を家庭・地域・行政機関・様々な施設と連携を図りながら進めていきます。

2 計画の推進体制

子どもの読書活動推進に関わる各機関、部署は本計画を指針とし、子どもの読書活動推進事業の充実を図ります。

また、計画の推進にあたっては、子どもの読書活動に関わる機関・関係団体・市民を交えた「子どもの読書活動推進委員会」を引き続き設置し、本計画の進行管理、評価及び見直しを行っていきます。

3 目標となる指標

第三次計画の取組を踏まえ、本計画の達成状況の点検及び評価を行うために、下記のとおり目標数値を設定しました。令和9年度を目標年度とし、発達段階に応じた取組の中で、指標の達成に向けた具体的な取組を行っていきます。

	目標	評価指標	現状値 令和4年度 (令和5年1月末時点)		目標値 令和9年度	
読書に親しむ機会の充実	子ども(保護者)の日常的な読書活動の現状(読書離れ)への改善	読書の好きな子どもの割合 ^{注1}	小5	80.0%	小5	85.0%
			中2	71.5%	中2	80.0%
		ブックスタート事後アンケートにおける不読率の割合 ^{注2}	16.7%		10%	
	乳児期の家庭における読書活動の推進	ブックスタートにおける本の配布率	100%		同水準を維持	
	乳児とその家庭における図書館利用の促進	6歳以下の図書館利用券有効登録率 ^{注3}	6歳以下 22.3%		同水準を維持	
読書支援体制の整備	子どもの読書に関するボランティア活動の推進	図書館関連ボランティア ^{注4} の活動実人数	18人		25名	
		ボランティアの研修・養成講座の回数	2回		12回	
		図書ボランティアを活用している学校数	68%		70%以上	
	児童期における読書活動の支援	学校団体貸出セットの利用回数	55回		65回	
		図書館のリユース本を学校図書館に活用した学校数	令和4年度実施なし (令和3年度5/20校)		70%以上	
啓発の推進	クローバー文庫(おすすめ絵本リスト掲載絵本)の啓発	クローバー文庫の貸出冊数 ^{注5} (上位10タイトル)	0~2歳	485冊	0~2歳	2000冊
			3~6歳	446冊	3~6歳	2000冊
	読書月間の周知	君津子ども読書月間の取組を行った機関数 ^{注6}	アンケート実施なし /53機関		全機関で実施	

注1 出典：君津市総合学力調査

注2 1か月に1度も絵本を読んでいない人の割合

注3 図書館利用券を、1年以内に1回以上利用をした人の割合。

注4 ブックスタートボランティア、図書館おはなしボランティア

注5 令和4年度は中央図書館の設備改修工事による長期休館があったため、例年の水準より数値が低くなっている。

注6 中央図書館、市立小中学校、市立保育園、認定こども園、私立幼稚園、私立保育園、公民館等特別支援学校、児童発達支援センター、生涯学習文化課

第4章 第四次計画の具体的な取組

1 発達段階に応じた取組

(1) 乳児期の取組

重点目標

はじめて本と出会うきっかけづくりを行うとともに、家庭での読み聞かせなど、本に触れる機会が定着するような取組を実施し、家庭へ向けた継続的な支援を行います。

【柱となる取組】

①「子どもが初めて本に出会うための事業(ブックスタート事業)」のポストコロナの状況に応じた柔軟な運営を行います

- 「子どもが初めて本に出会うための事業(ブックスタート事業)」を引き続き実施し、ボランティアによる読み聞かせの再開等、状況に応じた柔軟な運営に努めます。
- ブックスタートボランティアの定期的な募集・養成を行うとともに、研修機会の充実に努めます。

(担当：生涯学習文化課、中央図書館、こども家庭センター)



《ブックスタート事業配布絵本(令和4年度現在)》

②乳児が本に親しめる機会を充実させます

- 各機関で行われているわらべうたの時間などを継続して実施します。
- 移動図書館「ひまわり号」や図書館分室の利用について積極的に知らせ、身近な図書施設の周知をし、活用につなげていきます。
- 各公民館の乳幼児家庭教育学級等で、楽しく本に触れる機会を作ります。
- 現在の情報環境を考慮し、スマートフォンなど身近にあるツールを活用して、積極的に行事・イベントや読書関連情報等を発信していきます。

(担当：中央図書館、こども政策課、公民館、生涯学習文化課)

③子育て家庭への継続的な支援に努めます

- 母子保健事業や子育て支援事業と連携し、ボランティアによる絵本の読み聞かせや読書に関する情報提供等の機会を充実させ、子どもや保護者が本に触れることの楽しさ、大切さを伝えます。
- 母親・父親・祖父母などの立場によらず、身近にいる家族全員が読書への理解を深め、本を通じて子どもと関わる楽しさを認識できるよう支援します。
- 家庭において絵本がより身近な存在となり、読み聞かせの習慣が定着するように、おすすめ絵本等の効果的な情報提供に努めます。

(担当：中央図書館、こども家庭センター、公民館、生涯学習文化課)



(2) 幼児期の取組

重点目標

子どもが自発的・継続的に読書に親しむことができるよう、様々な質の高い絵本と出会い、触れる機会を持ち、豊かな読書体験を存分に楽しむための取組にとめます。また、子どもと絵本をつなぐ保護者や保育者など、身近な大人へ絵本の楽しさや読書の大切さ啓発するための取組や支援を引き続き行っていきます。

【柱となる取組】

① 乳児期から幼児期にかけての継続的な読書活動を支援します

- クローバー文庫を見直し、より多くの良質な絵本を手にとることができる機会の充実と環境の整備に努めます。
- 各年齢の子どもと身近な大人に向けて、情報の発信を行います。
- 子どもの絵本への興味や関心を広げ、読書の楽しさを伝えるために保育園や幼稚園へのおはなし会等の継続的な実施に努めます。

(担当：中央図書館)



② 子どもの身近にいる大人へ幼児期の読書の大切さを伝え、読書活動を支援します

- 幼児期の子どもたちにとって、幼稚園・保育園・認定こども園の職員は家族に次ぐ最も身近な大人です。図書館等とも連携を図りながら、園職員がわらべうたや手遊び・読み聞かせなど幼児期の読書活動について見識を深

め、知識を共有できるよう、子どもと本をつなぐために役立つ情報を発信します。

○おはなし会ボランティアの養成講座やスキルアップ研修会を、計画的かつ継続的に行います。

○図書館・公民館等が連携し、親子講座や保育者が参加する講座・事業等で絵本の楽しさや読書の大切さを伝えるための取組を行います。

(担当：保育園・認定こども園、保育課、中央図書館、生涯学習文化課、公民館)



③ 読書環境の整備と情報の発信に努めます

○身近な図書利用の拠点として、中央図書館・移動図書館「ひまわり号」や図書館分室の資料を整備・充実させ、魅力的な場所づくりに努めます。

○子どもが読書に親しむための事業やイベントの検討・見直しを行うとともに、配布物・掲示・ホームページ・SNS等様々な発信手段を活用し、その周知に努めます。

(担当：保育園・認定こども園、学校教育課、保育課、中央図書館、生涯学習文化課、公民館)

(3) 児童期の取組

重点目標

学校や家庭で、自ら本を用いて学習したり、読書活動に親しめたりする子どもを育てます。また、読書の楽しさを味わえる心豊かな子どもを育てるために、様々な本と出会える環境を作ります。

【柱となる取組】

①学校や家庭で「読書活動」や「本を活用する活動」を推進します

- 児童生徒が目的に応じた本を選んだり、自ら本を活用して課題を解決したりすることができるように、学校図書館の利用方法や本の選び方などを学校図書館担当者と学校図書館司書補助員が連携して計画的に指導します。
- 年間指導計画に学校図書館の活用を位置付け、学習での本の活用を広げていきます。
- 家庭で読書活動に取り組む機会を増やしていくために、学校で設定した「読書月間」や「読書の日」を家庭に学校便りや学校ホームページ、連絡メール等を利用して周知し、読書活動の啓発を行います。
- 学校図書館担当や学校図書館司書補助員、中央図書館が連携し、発達段階に応じた「おすすめ本」などの情報を学校ホームページで発信し、家庭で読書活動が進められるよう情報提供を行います。
- 「ブックトーク」や「本の読み聞かせ」、「本の書評（ビブリオバトル）」を行う活動を取り入れ、読書活動をとおして感じたことや考えたことなどを発信し、主体性や表現力を育成します。
- 親子で学校図書館を活用する機会を設け、読書に対する興味関心が高められるようにします。

(担当：学校、学校教育課、教育センター、中央図書館)



②学校図書館の整備、充実に努めます

- 学校図書館担当者が中心となり、学校図書館司書補助員と連携し、やすらぎの場・自分と向き合える落ち着いた空間を創出し、読書活動に親しめる雰囲気作りに心がけます。また、中央図書館と連携し、図書の配架の方法や展示の仕方を工夫します。
- 子どもの興味関心に応える「質のよい読書」が実現できるように、中央図書館と連携し選書や蔵書の見直しを行い、図書の整備に努めます。
- 調べ学習の充実と活性化を目指し、教科年間計画に基づいて活用できる図書資料の購入を計画的に行い、学習情報センター機能の向上を図ります。
- 子どもたちのニーズを捉え、学校団体貸出セットの内容を定期的に見直し、中央図書館の蔵書も活用できるようにします。
- 本の修理や蔵書の整理を行うボランティアを活用し、学校・家庭・地域が連携をして学校図書館の整備、充実に努めます。

(担当：学校、教育総務課、学校教育課、教育センター、中央図書館)



③子どもの読書活動を充実させ、サポートできる体制を作ります

- 学校図書館担当者や学校図書館司書補助員の資質能力の向上に向けて、学校図書館運営に関する研修を充実させ、子どもの読書活動をサポートできる体制づくりをします。
- 「学校団体貸出セット^注」や「ひまわり号」の活用、「学校間での本の貸出」ができるように、学校と中央図書館、学校間の連携がとれる体制づくりをします。
- 子どもの読書活動、学校図書館や図書資料を利用した指導、授業への支援を充実させるため、学校図書館司書補助員を全小中学校に継続配置します。

(担当：学校教育課、教育センター、中央図書館、学校)

2 その他の取組

① 読書に苦手意識のある大人に向けた取組

○読書が苦手な大人も含め、本に親しんでもらえるような取組を社会教育事業や公民館の学級・講座等をとおして実施します。

○子どもの成長とともに保護者や身近な大人が読書への理解を深めていくことができる情報発信に努めます。

(担当：生涯学習文化課、公民館、中央図書館)

② 読書環境の継続的な整備に努めます

○今後、地域情勢が変わっていく中、読書環境に差異のないサービスを提供できるように、中央図書館、図書館分室、移動図書館「ひまわり号」などの施設・蔵書の充実に努めます。

○読書関係団体・関連機関の取組について把握し、連携・協力を進めます。

(担当：生涯学習文化課、中央図書館)



③ 配慮を要する子どもや家族へ支援します

○市内の読書関連イベント・各種情報の積極的な提供に努めます。

○点訳絵本や大型絵本、布絵本、外国語の絵本等、障がいや多様な言語に配慮した蔵書の整備、施設の充実に努めます。

(担当：中央図書館、こども家庭センター、生涯学習文化課、教育センター)

④君津子ども読書月間と家読（うちどく）の推進

- 10月を「君津子ども読書月間」とし、情報提供などを通じて市全域に読書活動の啓発を行います。
- 学校など行事の重複により実施が困難な期間については、独自に読書月間を設定するなどして、読書推進を図ることができるよう支援します。
- 関係機関の取組の状況を把握するとともに、機関同士の情報共有に努めます。
- 「君津子ども読書月間」の家庭への周知を行い、家族で一緒に本を楽しみ家族の絆を深める家庭読書「家読（うちどく）」を推進します。

（担当：生涯学習文化課、中央図書館、保育園、認定こども園、学校、学校教育課、公民館）



関係資料

- ・ 君津市子どもの読書活動推進委員会設置要綱 2 5
- ・ 君津市子どもの読書活動推進委員会委員 2 6
- ・ ブックスタート事業事後アンケート 2 7
- ・ 子どもの読書活動の推進に関する法律 3 1
- ・ 文字・活字文化振興法 3 3
- ・ 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律 3 5

君津市子どもの読書活動推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）第9条第2項の規定に基づき策定した君津市子ども読書活動推進計画を円滑に推進するため、君津市子どもの読書活動推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 君津市子ども読書活動推進計画の進行管理に関すること。
- (2) 君津市子どもの読書活動推進に係る調査及び研究に関すること。
- (3) 君津市子どもの読書活動推進に係る評価及び見直しに関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、委員会の設置目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第3条 委員会は、15人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから君津市教育委員会が委嘱するものとする。

- (1) 学校教育関係者
- (2) 社会教育関係者
- (3) 行政関係者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、君津市教育委員会が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年間とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、欠員の補充のために委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、君津市教育委員会生涯学習文化課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年3月11日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

令和4年度 君津市子どもの読書活動推進委員会委員

	氏名	所属等	区分
児童期	小間 泰啓	君津市校長会(清和小学校)	1号
	宅見 涼子	千葉県立君津特別支援学校	1号
	山田 智恵子	学校図書館司書補助員(中学校)	2号
	葛島 純子	学校図書館司書補助員(小学校)	2号
	榎本 信之	君津市 PTA 連絡協議会	2号
幼児期	秋元 政寛	私立幼稚園 代表(美和幼稚園 理事長)	1号
	吉田 さやか	読書関連団体「ブックママ」	2号
	岡野 薫	公立保育園長 代表(上湯江保育園)	3号
	小野寺 理加	中央図書館 副館長	3号
乳児期	角野 ノブ子	おはなしボランティア ブックスタート読み聞かせボランティア	2号
	高橋 美桜	宮下どろんこ保育園	3号
	山村 由美子	家庭教育指導員	3号
	鈴木 郁子	健康づくり課 副主幹	3号

(任期：令和4年4月1日～令和6年3月31日)

[選出区分について]

「君津市子どもの読書活動推進委員会設置要綱」より

第3条 委員会は、15人以内の委員をもって組織する。

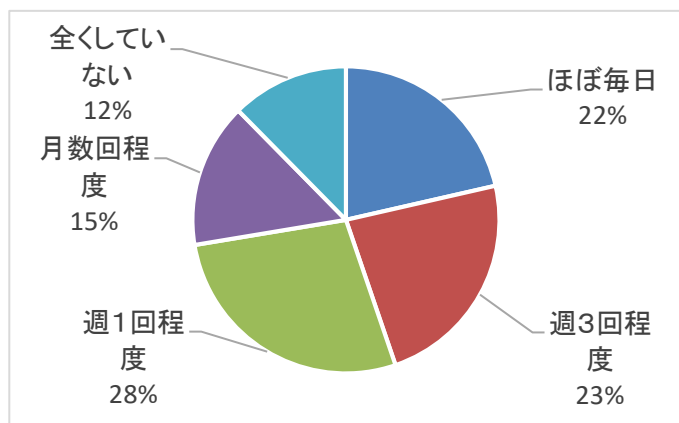
2 委員は、次に掲げる者のうちから君津市教育委員会が委嘱するものとする。

- (1) 学校教育関係者
- (2) 社会教育関係者
- (3) 行政関係者

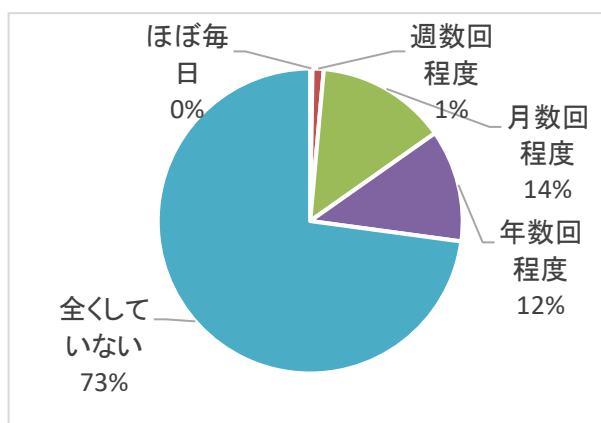
≪令和3年度 君津市・子どもと絵本に関するアンケート (ブックスタート事後アンケート調査) 集計結果≫

- | | |
|------------|------------------------------------|
| 1 調査目的 | 1歳6か月児健診時に行った「ブックスタート」実施後の家庭におけ |
| 2 アンケート対象者 | 3歳児健診の対象となった子どもとその保護者 |
| 3 調査実施期間 | 令和3年4月～令和4年3月 |
| 4 調査方法 | 3歳児健診の案内書類に同封し、当日会場に設置されているBOXにて回収 |
| 5 アンケート回答数 | 428名(回答率98.8%) |

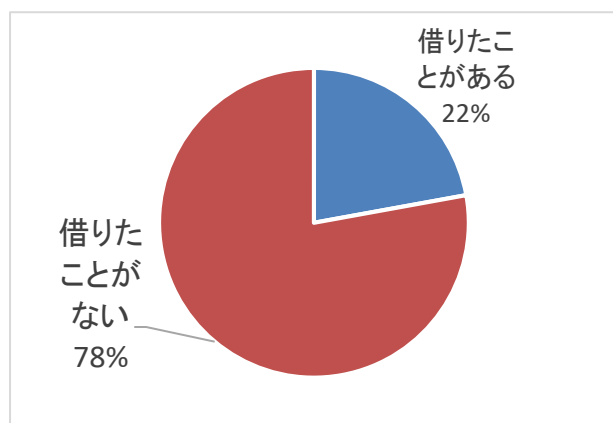
(1) 絵本の読み聞かせをしている



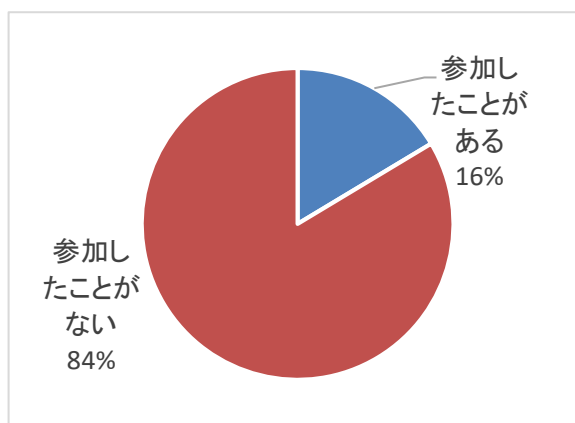
(2) 図書館を利用している



(3) 絵本リストやクローバー文庫を参考
に本を借りたことがあるか



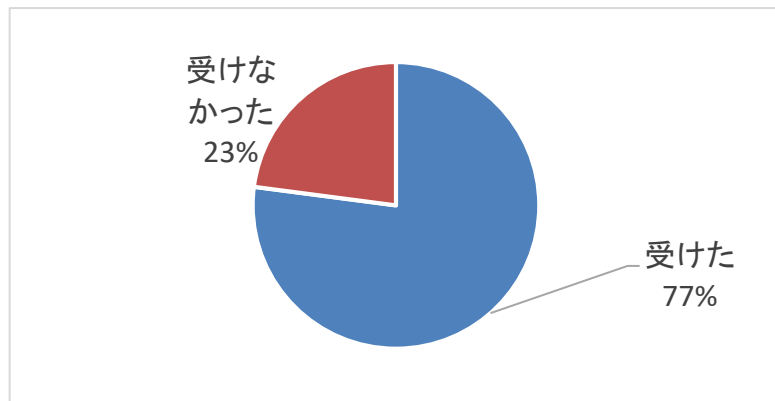
(4) 図書館の子ども行事に参加したことがあるか



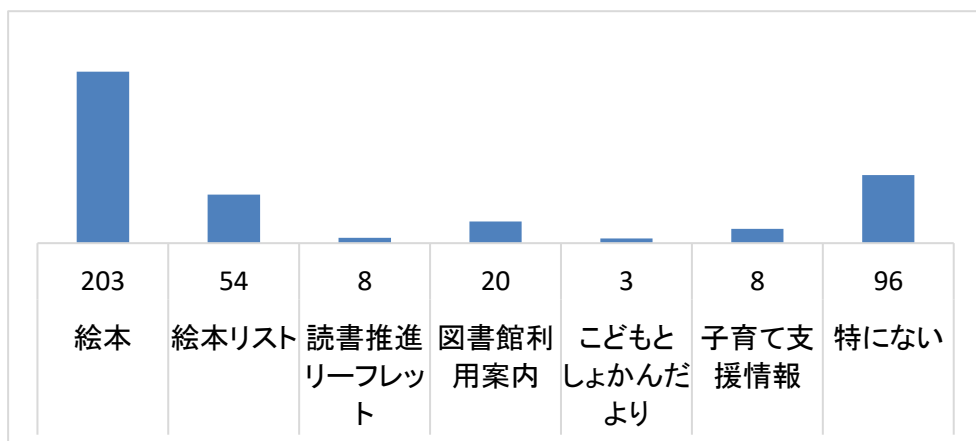
(5) 絵本や読み聞かせに関することで知りたいと感じている内容（一部抜粋）

- 人見知りが強く、知らない人がいると泣いてしまうかもしれないような子ども図書館に行っても大丈夫かどうか。
- 読んでいる途中で次へとページをめくってしまうことがあり、なかなか読み切れない。
- 絵本が好きな妹にあわせて、年齢より下の子向けの絵本が多いです。
年齢によるおすすめの本が知りたいです。
- 子どもが読み聞かせ中に他の事に興味がうつったら中断してもいいですか。
- どんな絵本がおすすめか。子どもに途中で質問された時の受け答え
- 年齢にあった絵本の選書方法

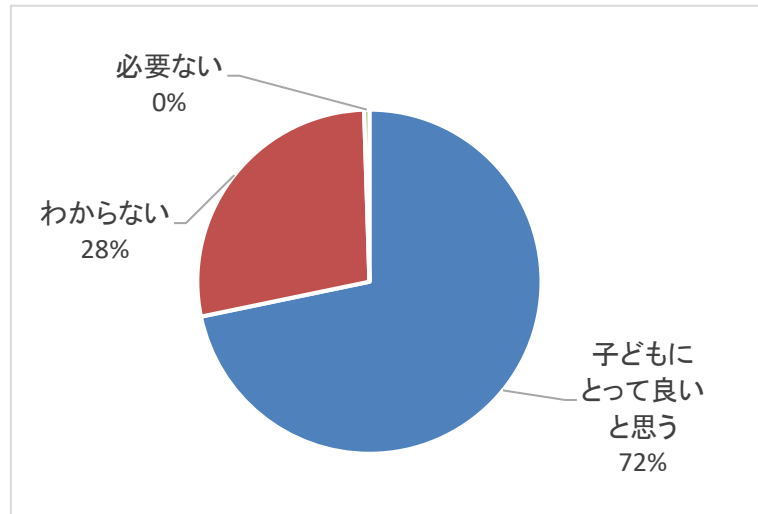
(6) 1歳6か月児健康診査会場でブックスタート事業を受けたか。



(7) ブックスタートパックの中で活用したものはあるか（複数回答可）



(8) ブックスタート事業をどう思うか



(9) お子さんのお気に入りの絵本やエピソードについて（一部抜粋）

- 兄弟で同じ本を選んでいました。やっぱり同じものに興味があるのだなと思いました。
- 「くだもの」をいただきました。3歳になった今でも読んでいます。
最後のバナナのページを読んでから、自分でむきたがるようになりました。
1歳の弟も大好きな絵本です。
- 「おつきさまこんばんは」を選びました。今でも大好き。夜、お月さまを見るといつも
こんばんはと話しかけてます。
- 図書館で本人が手に取った絵本を読んであげると、すごく喜んでくれる。
親目線と子目線ではお話のおもしろさ・感じ方がちがうんだな~と思った。
- 毎日寝る前に読み聞かせをしています。子どもが読んでほしい本を持ってきますが、
気に入ったものは1カ月くらい同じものを持ってきていました。
- 姉がいるため、何かとおさがりのものだったり、一緒のものが多くなってしまっているので、
“自分だけの絵本” というのがとても嬉しそうでした。
- 「ぶーぶーじどうしゃ」をいただきました。お散歩で働くくるまを見るたびに「あ、〇〇だ！」
と声をあげたり、絵本の文の一節を口にする姿がほほえましかったです。
絵本が本の世界（知識）と日常生活（リアル）の世界のかけはしになってくれました。

君津市・子どもと絵本に関するアンケート



ご家庭における絵本や読み聞かせの状況について、お聞かせください。様々な事業の参考にさせていただきます。ご協力お願いいたします。

このアンケートは、3歳児健康診査会場受付で回収させていただきます。

- (1) 家庭で絵本の読み聞かせをしている
 - a. ほぼ毎日 b. 週3回程度 c. 週1回程度 d. 月()回程度
 - e. 全くしていない
- (2) 図書館を利用している
 - a. ほぼ毎日 b. 週()回程度 c. 月()回程度 d. 年()回程度
 - e. 全くしていない
- (3) 絵本リストやクローバー文庫(0～6歳のお子さんへのおすすめの絵本)を参考に本を借りた。
 - a. 借りたことがある b. 借りたことがない
- (4) 図書館の子ども行事(おはなし会やわらべうたなど)に参加した。
 - a. 参加したことがある b. 参加したことがない
- (5) 絵本や読み聞かせに関することで知りたいと感じている内容がありましたら自由にお書きください。

{ }

- (6) 1歳6か月児健康診査会場でブックスタート事業(全ての親子に絵本の読み聞かせの楽しさを届ける事業)を受けましたか?
 - a. 受けた
 - b. 受けなかった (理由 ①. 当時市外に在住 ②. 子どもが受けられる状況ではなかった
③. その他)

→ 「受けなかった」とご回答の方 … 設問(8)へお進みください。
- (7) ブックスタートパックの中で活用したものはありますか? (複数回答可)
 - a. 絵本 b. おすすめ絵本リスト c. 読書推進リーフレット「子どもに本を！」
 - d. 図書館利用案内 e. こどもとしょかん日より f. 子育て支援情報 g. 特にない
- (8) ブックスタート事業を、どう思いますか?
 - a. 子どもにとってよいと思う b. わからない c. 必要ない
- (9) ブックスタートでは6冊の絵本の中から好きな1冊をお選びいただきました。お子さんのお気に入りの絵本(配布のものに限らず)や、それにまつわるエピソードなどありましたらご記入ください。

{ }

ご協力ありがとうございました。過去の集計結果は、君津市 HP

(<http://www.city.kimitsu.lg.jp/site/kyoiku/2899.html>)でご覧いただけます。

ご不明な点がありましたら、中央図書館(52-4646)までお願いいたします。

子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成十三年十二月十二日法律第百五十四号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会

に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行

文字・活字文化振興法（平成十七年七月二十九日法律第九十一号）

（目的）

第一条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの（以下この条において「文章」という。）を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

（基本理念）

第三条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。

3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力（以下「言語力」という。）の涵養に十分配慮されなければならない。

（国の責務）

第四条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（関係機関等との連携強化）

第六条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(地域における文字・活字文化の振興)

- 第七条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。
- 2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。
- 4 前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における言語力の涵養)

- 第八条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。
- 2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の国際交流)

- 第九条 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(学術的出版物の普及)

- 第十条 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の日)

- 第十一条 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。
- 2 文字・活字文化の日は、十月二十七日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第十二条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（令和元年六月二十八日）

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、もって障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化（文字・活字文化振興法（平成十七年法律第九十一号）第二条に規定する文字・活字文化をいう。）の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「視覚障害者等」とは、視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害により、書籍（雑誌、新聞その他の刊行物を含む。以下同じ。）について、視覚による表現の認識が困難な者をいう。

2 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい書籍」とは、点字図書、拡大図書その他の視覚障害者等がその内容を容易に認識することができる書籍をいう。

3 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等」とは、電子書籍その他の書籍に相当する文字、音声、点字等の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。第十一条第二項及び第十二条第二項において同じ。）であって、電子計算機等を利用して視覚障害者等がその内容を容易に認識することができるものをいう。

(基本理念)

第三条 視覚障害者等の読書環境の整備の推進は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

一 視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等が視覚障害者等の読書に係る利便性の向上に著しく資する特性を有することに鑑み、情報通信その他の分野における先端的な技術等を活用して視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の普及が図られるとともに、視覚障害者等の需要を踏まえ、引き続き、視覚障害者等が利用しやすい書籍が提供されること。

二 視覚障害者等が利用しやすい書籍及び視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等（以下「視覚障害者等が利用しやすい書籍等」という。）の量的拡充及び質の向上が図られること。

三 視覚障害者等の障害の種類及び程度に応じた配慮がなされること。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念にのっとり、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(財政上の措置等)

第六条 政府は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 基本計画等

(基本計画)

第七条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画（以下この章において「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策についての基本的な方針

二 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

三 前二号に掲げるもののほか、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣、総務大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

5 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

6 前三項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(地方公共団体の計画)

第八条 地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の状況等を踏まえ、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を定めようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、第一項の計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

4 前二項の規定は、第一項の計画の変更について準用する。

第三章 基本的施策

(視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等)

第九条 国及び地方公共団体は、公立図書館、大学及び高等専門学校の附属図書館並びに学校図書館（以下「公立図書館等」という。）並びに国立国会図書館について、各々の果たすべき役割に応じ、点字図書館とも連携して、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援の充実その他の視覚障害者等によるこれらの図書館の利用に係る体制の整備が行われるよう、必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、点字図書館について、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、公立図書館等に対する視覚障害者等が利用しやすい書籍等の利用に関する情報提供その他の視覚障害者等が利用しやすい書籍等を視覚障害者が十分かつ円滑に利用することができるようにするための取組の促進に必要な施策を講ずるものとする。

(インターネットを利用したサービスの提供体制の強化)

第十条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等がインターネットを利用して全国各地に存する視覚障害者等が利用しやすい書籍等を十分かつ円滑に利用することができるようにするため、次に掲げる施策その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 一 点字図書館等から著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第三十七条第二項又は第三項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等（以下「特定電子書籍等」という。）であってインターネットにより送信することができるもの及び当該点字図書館等の有する視覚障害者等が利用しやすい書籍等に関する情報の提供を受け、これらをインターネットにより視覚障害者等に提供する全国的なネットワークの運営に対する支援
- 二 視覚障害者等が利用しやすい書籍等に係るインターネットを利用したサービスの提供についての国立国会図書館、前号のネットワークを運営する者、公立図書館等、点字図書館及び特定電子書籍等の製作を行う者の間の連携の強化

(特定書籍及び特定電子書籍等の製作の支援)

第十一条 国及び地方公共団体は、著作権法第三十七条第一項又は第三項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい書籍（以下「特定書籍」という。）及び特定電子書籍等の製作を支援するため、製作に係る基準の作成等のこれらの質の向上を図るための取組に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国は、特定書籍及び特定電子書籍等の効率的な製作を促進するため、出版を行う者（次条及び第十八条において「出版者」という。）からの特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するための環境の整備に必要な支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等の促進等)

第十二条 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等が促進されるよう、技術の進歩を適切に反映した規格等の普及の促進、著作権者と出版者との契約に関する情報提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国は、書籍を購入した視覚障害者等からの求めに応じて出版者が当該書籍に係る電磁的記録の提供を行うことその他の出版者からの視覚障害者等に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するため、その環境の整備に関する関係者間における検討に対する支援そ

の他の必要な施策を講ずるものとする。

(外国からの視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の入手のための環境の整備)

第十三条 国は、視覚障害者等が、盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約の枠組みに基づき、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等であってインターネットにより送信することができるものを外国から十分かつ円滑に入手することができるよう、その入手に関する相談体制の整備その他のその入手のための環境の整備について必要な施策を講ずるものとする。

(端末機器等及びこれに関する情報の入手の支援)

第十四条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するための端末機器等及びこれに関する情報を視覚障害者等が入手することを支援するため、必要な施策を講ずるものとする。

(情報通信技術の習得支援)

第十五条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するに当たって必要となる情報通信技術を視覚障害者等が習得することを支援するため、講習会及び巡回指導の実施の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(研究開発の推進等)

第十六条 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等及びこれを利用するための端末機器等について、視覚障害者等の利便性の一層の向上を図るため、これらに係る先端的な技術等に関する研究開発の推進及びその成果の普及に必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成等)

第十七条 国及び地方公共団体は、特定書籍及び特定電子書籍等の製作並びに公立図書館等、国立国会図書館及び点字図書館における視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援に係る人材の育成、資質の向上及び確保を図るため、研修の実施の推進、広報活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 協議の場等

第十八条 国は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の効果的な推進を図るため、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、総務省その他の関係行政機関の職員、国立国会図書館、公立図書館等、点字図書館、第十条第一号のネットワークを運営する者、特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者、出版者、視覚障害者等その他の関係者による協議の場を設けることその他関係者の連携協力に関し必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

第四次君津市子ども読書活動推進計画

発行日 令和５年３月発行

発 行 君津市教育委員会

編 集 君津市教育委員会教育部生涯学習文化課
〒299-1152

千葉県君津市久保 2-13-2

TEL 0439-29-7814

FAX 0439-54-9888